

秋運輸第524号の2
秋運整第451号の2
令和4年3月30日

秋田県内自動車運送事業者 各位

秋田運輸支局長



「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」の一部改訂について

標記について、令和4年3月29日付け東自旅一第964号、東自旅二第2343号、東自貨第464号、東自監第253号及び東自保第133号により自動車交通部長及び自動車技術安全部長から別添のとおり通達があったので、了知いただくとともに、飲酒運転の根絶に向けて運転者に対して適切な指導監督を実施していただくようお願いいたします。

(国土交通省HP)

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/instruction.html#press20120410>

東自旅一第 9 6 4 号
東自旅二第 2 3 4 3 号
東自貨第 4 6 4 号
東自監第 2 5 3 号
東自保第 1 3 3 号
令和 4 年 3 月 2 9 日

秋田運輸支局長 殿

自動車交通部長
(公 印 省 略)
自動車技術安全部長
(公 印 省 略)

「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な
指導及び監督の実施マニュアル」の一部改訂について

標記について、令和 4 年 3 月 25 日付け国自安第 184 号の 2 により自動車局安全政策課長から別添のとおり通達があったので、了知されるとともに、会議、研修等あらゆる機会を捉え、関係事業者へ周知されたい。



別添

国自安第184号の2
令和4年3月25日

東北運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局安全政策課長

「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う
一般的な指導及び監督の実施マニュアル」の一部改訂について

標記について、別紙のとおり関係団体あて通知したので、貴局においても、管内関係事業者に対する指導の徹底を図られたい。

別添

国自安第184号の2

令和4年3月25日

東北運輸局自動車交通部長 殿

自動車局安全政策課長

「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う
一般的な指導及び監督の実施マニュアル」の一部改訂について

標記について、別紙のとおり関係団体あて通知したので、貴局においても、管内関係事業者に対する指導の徹底を図られたい。